

平成27年9月28日

糸島市議会

議長 浦 伊三次 様

議会活動に関する調査特別委員会

委員長 中村 進

調査結果の報告（第2回）について

平成26年第2回定例会において本委員会に付託された議会活動に関する調査について、これまでの調査結果を報告いたします。

1. 調査事件

二元代表制の一翼を担う議会の活性化を図るため、議会のあり方や運営方法について調査・研究を行う。

2. 経過等

(1) これまでの経過

本委員会は平成26年3月定例会において設置され、毎月1回、計18回委員会を開催し、糸島市議会のあり方や議会の運営方法等について議論を行ってきた。また、平成27年6月には第1回の中間報告を行っている。

第1回中間報告後、委員会では、平成26年より継続して調査を行っている「市民の代表としての議会のあり方について」の調査の中で、議会の広聴機能として市民との意見交換の制度を早急に整えるべきとの結論に至ったため、今回、第2回中間報告として提案を行うこととした。

なお、委員会開催状況については、以下のとおりである。

(2) 委員会開催状況

回	年月日	調査事項	備考
1	H26 3/27	正副委員長の互選	
2	4/9	委員会の調査方法について	
3	5/21	取り組むべき課題の整理、調査順序について	
4	6/18	市民の代表としての議会のあり方について 議員定数及び会派制について	
5	7/29	市民の代表としての議会のあり方について ・市民アンケートの実施について 議員定数及び会派制について	
6	8/20	市民の代表としての議会のあり方について ・市民アンケートの内容について 二元代表制の一翼としての議会のあり方について ・審議の活性化について（調査項目の選定）	
7	9/25	二元代表制の一翼としての議会のあり方について ・審議の活性化について ①質疑の方法について、②一般質問の方法について ③討論の方法について、④議員間討議について	
8	10/17	市民の代表としての議会のあり方について ・市民アンケートの集計作業等について 二元代表制の一翼としての議会のあり方について ・審議の活性化について ①反問権の付与について、②請願の審議・審査について ③予算、決算審査方法について	
-	10/30	市民アンケート発送準備作業（アンケート用紙封詰）	
-	11/10	市民アンケート発送	

9		11/12	二元代表制の一翼としての議会のあり方について ・審議の活性化について ①当初予算の審議方法について ②補正予算の審議方法について ③決算の審議方法について	
-		11/13	他市議会視察（意見交換） ・朝倉市議会 ①会派制 ②予算決算審議 ③議会報告会 について ・春日市議会 ①会派制 ②議会報告会 について	
10		12/16	他市議会視察の結果について 二元代表制の一翼としての議会のあり方について ・審議の活性化について ①これまでの協議事項の整理 議員定数及び会派制について ・今後の調査について	
-		12/17 ～ 1/14	アンケート集計作業	
11	H27	1/21	アンケート集計結果（速報）について 議員定数及び会派制について ・会派制の導入について ・議員定数について	
12		2/18	議員定数について ・定数の増減について	
13		3/23	調査経過に対する委員外の議員の意見について 議員定数について ・定数（具体的な数）について 市民の代表としての議会のあり方について ・議会の広聴機能について	
14		4/22	市民の代表としての議会のあり方について ・議会の広聴機能について （糸島市議会における広聴の目的について）	
15		5/14	市民の代表としての議会のあり方について ・議会の広聴機能について（糸島市議会に合った広聴について）	
		6/16	第1回中間報告	
16		6/19	市民の代表としての議会のあり方について ・議会の広聴機能について （第2回中間報告の実施について） （市民との意見交換会について）	
17		7/23	市民の代表としての議会のあり方について ・議会の広聴機能について（市民との意見交換会について）	
18		8/18	市民の代表としての議会のあり方について ・議会の広聴機能について（市民との意見交換会について）	

3. 調査報告

市議会として、市民との意見交換会を平成27年度末までに実施することを提案する。

I 議会の広聴機能について

① 広聴機能に係る調査の経過

第1回中間報告で報告したとおり、「市民の代表としての議会のあり方」についての調査において、「議会と市民との距離」、「市民の期待と現状との差」、「糸島市全体の代表としての議員のあり方」などの課題が示され、その解決方法を探るために議会に対する市民の認識を把握すべきと考え、議会の協力を得て、「糸島市議会の活動に関するアンケート調査」を平成26年11月に実施した。

アンケートの結果、「市民の意見が市議会に反映されていると思いますか。」という設問に対し概ね反映しているという回答が19%に止まるなど^①、当初課題として懸念していたとおり、市民は議会を遠い存在と感じていることが確認できた。このため、市議会として市民の潜在ニーズを捉える仕組みを備える必要があると考え、議会の広聴機能について平成27年3月開催の委員会より具体的調査を開始した。

② 広聴機能の必要性

市民に開かれた議会であるために議会が市民と接点を持つための機能として、議会が市民に情報を提供する「広報機能」と議会が市民の意見を聴く「広聴機能」の2つの大きな機能があり、市民アンケートにおいても、両機能を求める回答が多く見受けられた^②。

現在糸島市議会は、議会だよりや議会ホームページなど一定の「広報」のための手段は持っているが、「広聴」のための手段を持っていないこと、また、市民意見の反映という視点においては、「広聴」が特に有効であることから、委員会としても、広聴機能については早急に検討が必要な項目であると考え、先行して調査を行うこととした。

委員会では、まず、広聴機能がなぜ必要かについて論点を整理することとし、その結果を下記の3項目にまとめた。

① 5頁 資料1 参照

② 6頁 資料1 問9～8頁問16 参照

1. 2元代表制の一翼を担う議会として、市民の潜在ニーズを捉える仕組みを備えるため。

少子高齢、人口減少が今後進行していくなかで、行政と地域住民が連携・協働していかなければならない場面が増加してきている。2元代表制の一翼を担う議会として、行政の監視機能を高めるためにも、市民の潜在ニーズを捉える仕組みとして、広聴機能を整備する必要があると考える。

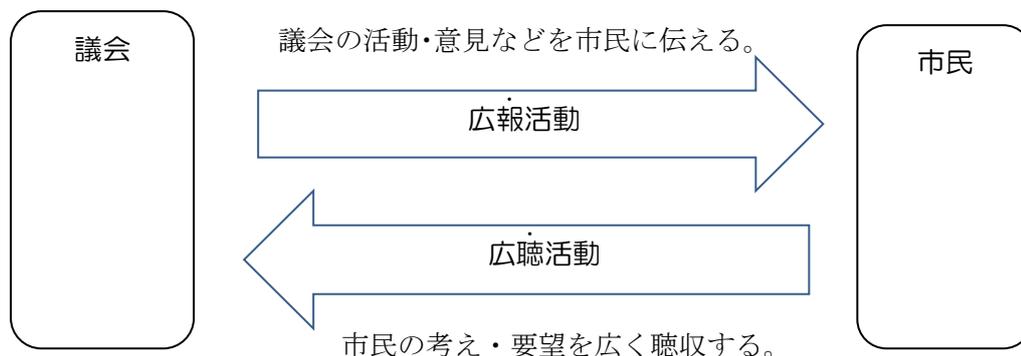
2. 市民の意見を政策に反映させるため。

市民の声をより多くの政策に反映させる活動を展開することが、市民満足度の向上に繋がり、また、議会への信頼にも繋がると考える。

3. まちづくり基本条例に基づく、協働によるまちづくりを推進するため。

糸島市まちづくり基本条例は、第4条において、「まちづくりは、自助・共助・公助の精神にのっとり、市民、議会及び市が情報を共有し、参画及び協働によって推進しなければならない。」とその基本理念を掲げている。市議会として、市の最高規範と位置付けられている本条例に従い、市民のまちづくりへの参画・協働を推進するために、広聴機能を整備する必要があると考える。

また、選挙権の18歳への引下げにより、市政（まちづくり）の担い手が若年層に拡大される。新たなまちづくりの担い手としての若年層の、市政及び議会への関心を高めるためにも、市議会として積極的に広く市民意見を聴く場を設けていく必要があると考える。



③糸島市議会として実施すべき広聴

調査により広聴機能の必要性が確認されたため、次にどのような手段による広聴が有効であるかについて議論を行った。委員会では、広聴の手法として①公聴会、②議会モニター制度、③市民アンケート、④パブリックコメント、⑤意見箱・投書の制度化、⑥意見交換会について調査を行ったが③、市民の声を聴くという目的に適した手段であり、また比較的取組みやすいもの④として、市民との意見交換会を実施すべきとの結論に至った。

なお、平成27年度中に第1回目の意見交換会を実施し、今任期中に今後の継続的实施に向けた体制を整えるべきと考える。

③ 9頁 資料2参照

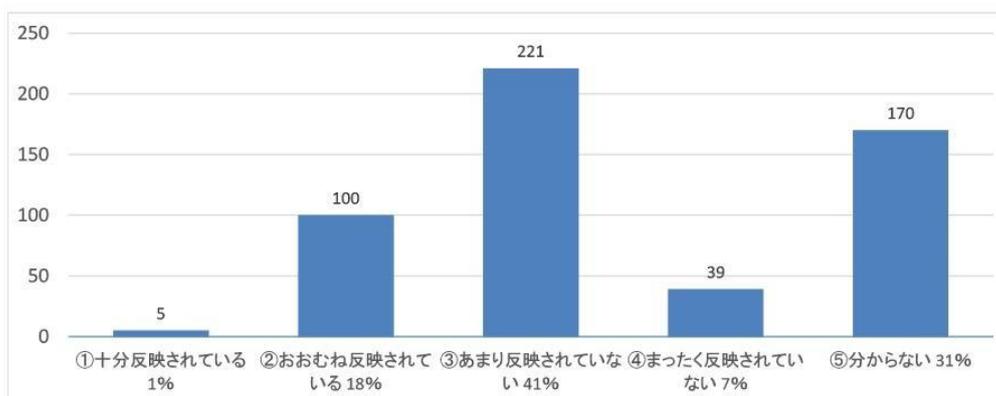
④ 12頁 資料3 中部10市議会において、糸島市及び福津市以外では既に実施されている。

参 考

資料 1 市民アンケートの結果のうち広聴に係るもの

問7 あなたは、市民の意見が市議会に反映されていると思いますか。

項目	年齢別内訳							
	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代以上	年齢回答なし	
①十分反映されている	5	1%		1		1	2	1
②おおむね反映されている	100	18%	4	6	8	21	32	29
③あまり反映されていない	221	41%	6	17	34	49	66	48
④まったく反映されていない	39	7%	5	4	7	5	8	10
⑤分からない	170	31%	12	14	18	34	38	54
回答なし	6	1%					1	4
総計	541	100%	27	42	67	110	147	146



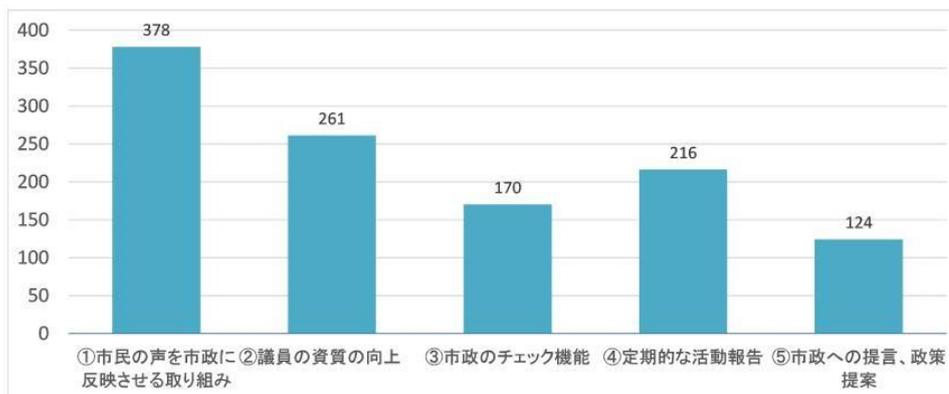
回答の内訳

項目	回答数	地区別内訳				性別内訳		
		前原地区	二丈地区	志摩地区	記載なし	男	女	記載なし
①十分反映されている	5	3	2	0	0	3	2	0
②おおむね反映されている	100	51	24	24	1	55	45	0
③あまり反映されていない	221	156	20	38	7	80	137	4
④まったく反映されていない	39	25	5	5	4	22	17	0
⑤分からない	170	117	26	25	2	63	107	0
回答なし	6	2	1	2	1	1	4	1
総計	541	354	78	94	15	224	312	5

項目	回答数	職業別内訳					記載なし
		会社員	公務員	商工業等	農林水産業	無職等	
①十分反映されている	5	1	0	0	0	4	0
②おおむね反映されている	100	18	8	12	8	54	0
③あまり反映されていない	221	62	7	18	11	120	3
④まったく反映されていない	39	13		7	3	16	0
⑤分からない	170	49	4	16	6	95	0
回答なし	6	1	0	0	0	3	2
総計	541	144	19	53	28	292	5

問9 下記の中で市議会議員に何を望みますか。(複数回答可)

項目	回答数
①市民の声を市政に反映させる取り組み	378
②議員の資質の向上	261
③市政のチェック機能	170
④定期的な活動報告	216
⑤市政への提言、政策提案	124
⑥その他(自由記載)	65



回答の内訳

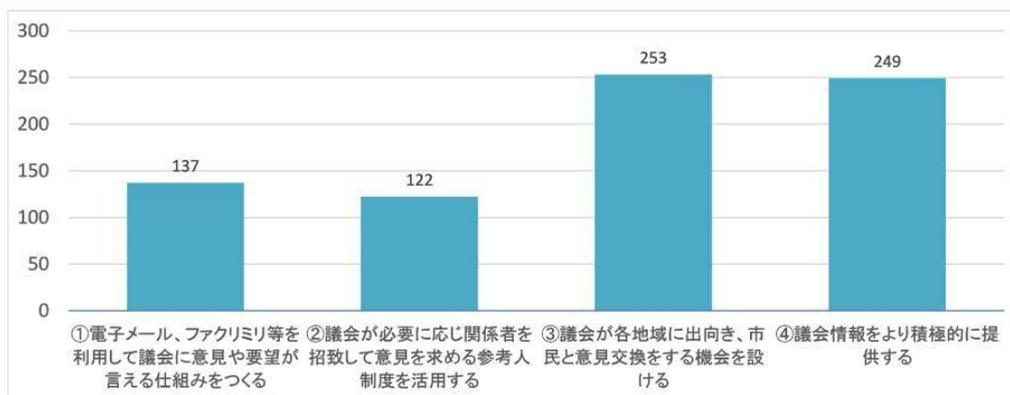
項目	回答数	年代別内訳						記載なし
		20代	30代	40代	50代	60代	70以上	
①市民の声を市政に反映させる取り組み	378	23	32	50	85	102	85	1
②議員の資質の向上	261	11	23	35	55	68	68	1
③市政のチェック機能	170	9	12	25	35	46	42	1
④定期的な活動報告	216	11	20	26	37	60	61	1
⑤市政への提言、政策提案	124	4	8	14	29	35	33	1
⑥その他(自由記載)	65							
合計	1214	58	95	150	241	311	289	5

項目	回答数	地区別内訳				性別内訳		
		前原地区	二丈地区	志摩地区	記載なし	男	女	記載なし
①市民の声を市政に反映させる取り組み	378	248	50	71	9	152	223	3
②議員の資質の向上	261	179	34	41	7	118	140	3
③市政のチェック機能	170	110	22	32	6	83	86	1
④定期的な活動報告	216	133	37	40	6	98	116	2
⑤市政への提言、政策提案	124	83	18	21	2	60	62	2
⑥その他(自由記載)	65							
合計	1214	753	161	205	30	511	627	11

項目	回答数	職業別内訳					
		会社員	商工業等	農林水産業	公務員	無職等	記載なし
①市民の声を市政に反映させる取り組み	378	105	35	20	16	199	3
②議員の資質の向上	261	75	24	8	10	142	2
③市政のチェック機能	170	43	16	6	10	93	2
④定期的な活動報告	216	53	18	12	10	121	2
⑤市政への提言、政策提案	124	35	10	5	2	71	1
⑥その他(自由記載)	65						
合計	1214	311	103	51	48	626	10

問15議会に対して、審議の参考とするための意見を述べやすくするためには、どのような取り組みが必要だと思いますか。（複数回答可）

項目	回答数
①電子メール、ファクリミリ等を利用して議会に意見や要望が言える仕組みをつくる	137
②議会が必要に応じ関係者を招致して意見を求める参考人制度を活用する	122
③議会が各地域に向き、市民と意見交換をする機会を設ける	253
④議会情報をより積極的に提供する	249
⑤その他(自由記載)	43



回答の内訳

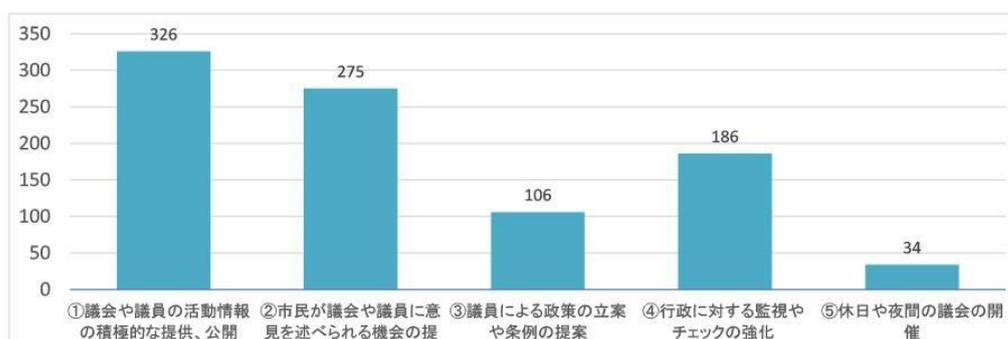
項目	回答数	年代別内訳						
		20代	30代	40代	50代	60代	70以上	記載なし
①電子メール、ファクリミリ等を利用して議会に意見や要望が言える仕組みをつくる	137	9	13	21	41	27	26	0
②議会が必要に応じ関係者を招致して意見を求める参考人制度を活用する	122	6	7	20	24	36	27	2
③議会が各地域に向き、市民と意見交換をする機会を設ける	253	13	22	26	61	69	60	2
④議会情報をより積極的に提供する	249	13	18	33	46	72	65	2
⑤その他(自由記載)	43							
合計	804	41	60	100	172	204	178	6

項目	回答数	地区別内訳				性別内訳		
		前原地区	二丈地区	志摩地区	記載なし	男	女	記載なし
①電子メール、ファクリミリ等を利用して議会に意見や要望が言える仕組みをつくる	137	97	19	19	2	58	78	1
②議会が必要に応じ関係者を招致して意見を求める参考人制度を活用する	122	80	21	17	4	61	59	2
③議会が各地域に向き、市民と意見交換をする機会を設ける	253	163	36	42	12	107	144	2
④議会情報をより積極的に提供する	249	165	35	42	7	105	141	3
⑤その他(自由記載)	43							
合計	804	505	111	120	25	331	422	8

項目	回答数	職業別内訳					
		会社員	商工業等	農林水産業	公務員	無職等	記載なし
①電子メール、ファクリミリ等を利用して議会に意見や要望が言える仕組みをつくる	137	49	1	9	12	6	60
②議会が必要に応じ関係者を招致して意見を求める参考人制度を活用する	122	34	3	5	10	5	65
③議会が各地域に向き、市民と意見交換をする機会を設ける	253	73	3	10	21	17	129
④議会情報をより積極的に提供する	249	61	2	7	27	13	139
⑤その他(自由記載)	43						
合計	804	217	9	31	70	41	393

問16 市議会は議会の活性化をさらに進めていきたいと考えていますが、あなたが特に力を入れて欲しいと思うことは何ですか。（複数回答可）

項目	回答数
①議会や議員の活動情報の積極的な提供、公開	326
②市民が議会や議員に意見を述べられる機会の提供	275
③議員による政策の立案や条例の提案	106
④行政に対する監視やチェックの強化	186
⑤休日や夜間の議会の開催	34
⑥その他(自由記載)	45



回答の内訳

項目	回答数	年代別内訳						
		20代	30代	40代	50代	60代	70以上	記載なし
①議会や議員の活動情報の積極的な提供、公開	326	17	24	35	71	87	90	2
②市民が議会や議員に意見を述べられる機会の提供	275	18	27	31	66	71	60	2
③議員による政策の立案や条例の提案	106	5	5	19	24	24	27	2
④行政に対する監視やチェックの強化	186	12	11	21	47	51	43	1
⑤休日や夜間の議会の開催	34	1	0	2	11	10	10	0
⑥その他(自由記載)	45							
合計	972	53	67	108	219	243	230	7

項目	回答数	地区別内訳				性別内訳		
		前原地区	二丈地区	志摩地区	記載なし	男	女	記載なし
①議会や議員の活動情報の積極的な提供、公開	326	217	42	57	10	149	174	3
②市民が議会や議員に意見を述べられる機会の提供	275	177	42	48	8	106	166	3
③議員による政策の立案や条例の提案	106	67	14	21	4	53	51	2
④行政に対する監視やチェックの強化	186	128	24	29	5	83	102	1
⑤休日や夜間の議会の開催	34	24	5	3	2	20	14	0
⑥その他(自由記載)	45							
合計	972	613	127	158	29	411	507	9

項目	回答数	職業別内訳					
		会社員	商工業等	農林水産業	公務員	無職等	記載なし
①議会や議員の活動情報の積極的な提供、公開	326	84	35	15	14	174	4
②市民が議会や議員に意見を述べられる機会の提供	275	82	27	16	7	140	3
③議員による政策の立案や条例の提案	106	31	13	6	4	50	2
④行政に対する監視やチェックの強化	186	51	12	8	8	106	1
⑤休日や夜間の議会の開催	34	9	4	4	1	16	0
⑥その他(自由記載)	45						
合計	972	257	91	49	34	486	10

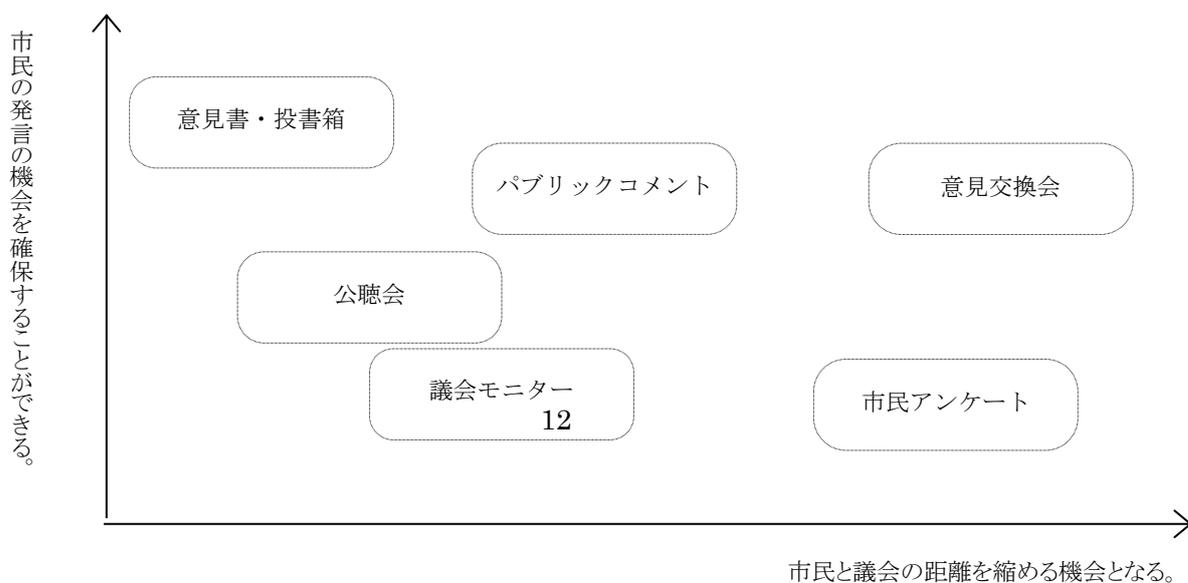
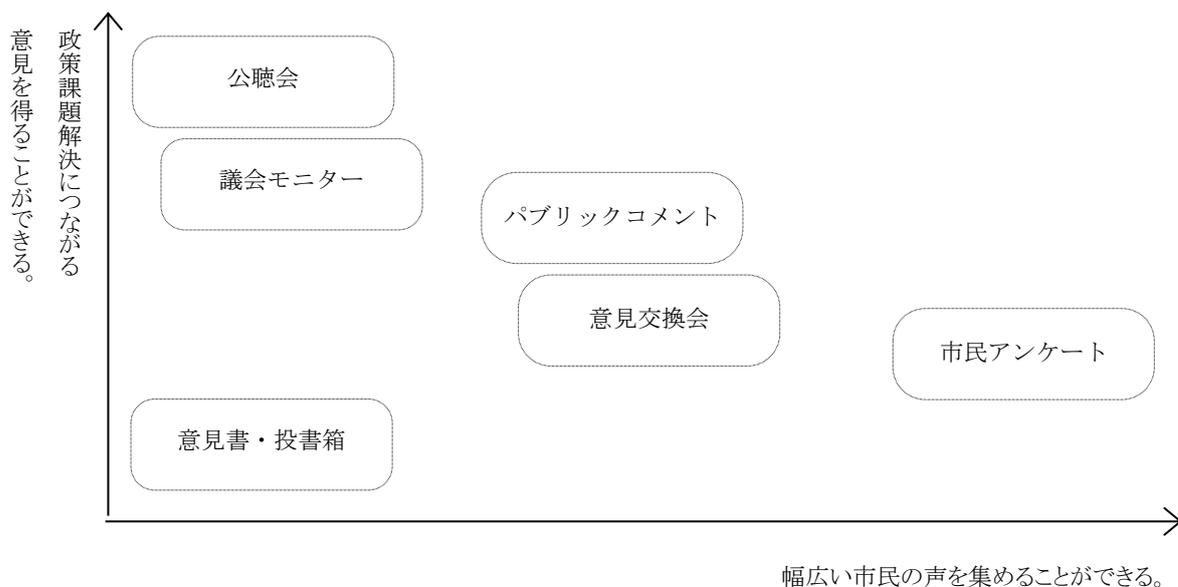
資料2. 広聴の手法とその内容

項目	内容	備考
公聴会	重要な議案、請願等について、利害関係者等から意見を聴くもの。	<p>利点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議案等の採決の判断に直接利用するための意見を得ることができる。 ・議案に賛成反対双方の意見を得ることができる。 ・既に会議規則に定められている公式な手続きである。 <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公述人として選ばれた限られた市民等の意見しか得ることができない。
議会モニター	公募等により事前に選定した一定期間(1、2年程度)の任期のあるモニターから定期的に意見を聴くもの。	<p>利点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続的に意見を聴くことにより、責任のある意見を得ることができる。 ・事前に知識を得たうえで意見をもらうため、誤解による誤った意見を防ぐことができる。 ・より深い内容のアンケートや回答に時間を要するアンケートも実施できる。 ・意見交換会等を実施することにより、アンケート項目等によらない生の意見を聴くことができる。 <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・モニターの対象者に限定されるため、多くの人の意見を集めることができない。 ・モニターの選定次第では偏った結果となる可能性がある。
市民アンケート	不特定多数の市民を対象にした調査。	<p>利点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多くの市民の意見を一度に得ることができる。 ・郵送等による調査では、不特定多数に対する調査が実施できるため、平均的な市民の意見を得やすい。 <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・回答率が低い場合には偏った結果となる可能性がある。 ・比較的分かり易く単純な内容にしか対応できない。

<p>パブリックコメント</p>	<p>特定の案件について、一定の期間を定めて広く市民の意見をもとめるもの。</p>	<p>利点 ・政策形成や議案の採決の判断に直接利用するための意見を得ることができる。 ・市民の関心の深い案件であれば、多くの市民の意見を得ることができる。</p> <p>課題 ・コメントを行う市民を選ばないため、平均的な市民の意見を得ることができるとは限らない。</p>
<p>意見箱・投書の制度化</p>	<p>市民からの意見や要望を集める場所を設置するもの。</p>	<p>利点 ・市民が気楽に意見・要望を議会に対し伝えることができる。</p> <p>課題 ・回答を求める内容の場合、誰がどのように対応するのか。 ・集まった意見等が多くの人の意見とは言い難い。 ・サイレントマジョリティーの意見を得ることが難しい。</p>
<p>意見交換会</p>	<p>市民との直接の懇談をするもの。(いわゆる議会報告会の一形態として実施)</p>	<p>利点 ・テーマの設定、手法により、幅広い意見や政策課題に直結する意見を得ることができる。 ・市民の顔を見たとえでの意見を聴くことができる。 ・疑問点等をその場で確認することができる。 ・議会側の考え等を伝えたとえでの意見を得ることができる。</p> <p>課題 ・発言者が限られるので、その場では多くの意見を得ることが難しい。 ・回答を求められることが多くなるため、事前にテーマに係る議会としての意見調整等が必要。</p>

広聴の機能別分類

	公聴会	議会モニター	市民アンケート	パブリックコメント	意見書・投書箱	意見交換会
幅広い市民の声を集めることができる。	小	小	大	中	小	中
政策課題解決につながる意見を求めることができる。	大	大	中	大	小	中
市政について、市民の発言の機会を確保することができる。	中	小	小	大	大	中
市民と議会の距離を縮める機会となる。	中	中	大	中	小	大



資料3. 中部十市議会における市民意見を聴収する取り組みの状況

団体名	取り組みの内容
宗像市	議会基本条例に基づく議会報告会を実施。 本会議、委員会傍聴者にはアンケートを実施。
古賀市	議会傍聴者に対しアンケートを行い、必要に応じ回答を行っている。 議会報告会の中で意見交換の時間を設けている。
福津市	実績なし。
大野城市	議会報告会を実施。
春日市	議会報告会の中で市民との意見交換を実施。 また、報告会の参加者に対してはアンケート調査を行い、調査結果については議運で報告し、協議する際の参考資料として活用。
筑紫野市	議会報告会を実施。
小郡市	市民との意見交換会を実施。意見交換会終了後にアンケートも実施。
太宰府市	年1回、市民との意見交換会を実施。 市内2会場で、9月定例会の議会報告と市民との意見交換を行う。
朝倉市	平成24年度から議会報告会を開催し、意見交換の時間を設け、参加者へのアンケートも実施

資料4.議会活動に関する調査特別委員」の概要

- (1) 設置年月日：平成26年3月27日
- (2) 設置の根拠：地方自治法第110条及び糸島市議会委員会条例第6条
- (3) 付託事項：議会活動に関する調査
- (4) 委員の定数：9人（各常任委員会から3人選出）
- (5) 設置期間：付託された調査事項の調査が終了するまで。

資料5.委員名簿

	氏名	役職	所属
1	中村進	委員長	建設産業常任委員会
2	徳安達成	副委員長	市民福祉常任委員会
3	井上健作	委員	市民福祉常任委員会
4	笹栗純夫	委員	総務文教常任委員会
5	三嶋俊蔵	委員	市民福祉常任委員会
6	小島忠義	委員	総務文教常任委員会
7	柳明夫	委員	総務文教常任委員会
8	波多江貴士	委員	建設産業常任委員会
9	藤井芳広	委員	建設産業常任委員会